

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年1月5日

山形市監査委員 山 川 稔 彦
同 伊 藤 明 彦
同 鈴 木 進

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 環境部 環境課
教育委員会 学校教育課、総合学習センター、少年自然の家
第十小学校、西小学校、千歳小学校、大郷小学校、
出羽小学校、高瀬小学校、東沢小学校、
第三中学校、第五中学校、第七中学校
- (2) 監 査 の 期 間 令和7年11月6日から令和7年12月25日まで
- (3) 監 査 の 範 囲 令和6年度の事務事業の執行状況
- (4) 監 査 の 結 果

| 部課等名 | 監査の結果 |
|------------|---|
| 環境部 環境課 | <p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山形市タヌキ・ハクビシン捕獲等費補助金の交付事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 補助金交付申請書に添付された事業計画書に記載の事業者と見積書の事業者が異なったまま受理し、補助金の交付決定がされているもの</p> <p>(2) 補助金交付決定日より前に補助対象事業が実施されているもの</p> <p>(3) 消費税等相当額報告書が提出されていないもの</p> <p>2 備品の管理において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 使用されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 振動計・ 公害測定器 1 / 3 オクターブ分析器・ データレコーダー (録音機) |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>(2) 市有物品の無償貸付について、決裁を得ていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バードプロテクター |
| 教育委員会 学校教育課 | <p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 小中学校楽器運搬費補助金の交付事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 事業実施後に補助金交付決定が行われているもの</p> <p>(2) 事業完了後に提出された補助金変更承認申請で変更交付決定されているもの</p> <p>(3) 補助金交付決定伺に名称、補助目的、交付理由、補助対象とする事業内容及び金額、交付の方法が記載されていないもの</p> <p>2 山形・上山地区教科用図書採択協議会の経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 団体の運営に必要な経理事務等に関する規程が整備されていないもの</p> <p>(2) 立替払をしているもの</p> <p>(3) 起案において専決権のない者が決裁しているもの</p> |
| 教育委員会 総合学習センター | 指摘する事項はなかった。 |
| 教育委員会 少年自然の家 | 指摘する事項はなかった。 |
| 教育委員会 小・中学校 | <p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 就学援助費の支給事務において、就学援助費の学校入金用口座の預金残高（利子分）が物品購入に支出されていた。 （高瀬小学校、第五中学校）</p> <p>2 防火対策において、消防計画に基づく回数の消防訓練を実施していなかった。（第三中学校）</p> <p>3 時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務手当の支給額に誤りがあるものがあった。（東沢小学校）</p> <p>4 出勤簿の整理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 週休日の振替（4時間の勤務時間の割振変更）簿が、改めて作成されていないもの（東沢小学校）</p> <p>(2) 山形市教育委員会サービス規程に定める出退勤時刻の記録がないもの（第三中学校、第七中学校）</p> |

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

2 随時監査

- (1) 監査の対象部課等 教育委員会 教育企画課
- (2) 監査の期間 令和7年10月28日から令和7年12月25日まで
- (3) 監査の範囲 定例監査対象の小中学校に係る令和6年度の財産の貸付、使用許可状況

(4) 監査の結果

| 部課等名 | 監査の結果 |
|----------------|--|
| 教育委員会 教育企画課 | 指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 行政財産目的外使用許可事務において、次のようなものがあった。 (1) 建物の㎡単価の算定に誤りがあるもの ・ 山形市立第十小学校（放課後児童クラブ設置のため） ・ 山形市立大郷小学校（放課後児童クラブ設置のため） ・ 山形市立出羽小学校（放課後児童クラブ設置のため） ・ 山形市立高瀬小学校（放課後児童クラブ設置のため） ・ 山形市立東沢小学校（放課後児童クラブ設置のため） ・ 山形市立第三中学校（公衆電話設置のため） ・ 山形市立第五中学校（公衆電話設置のため） (2) 許可する建物等の面積算定に誤りがあるもの ・ 山形市立大郷小学校（放課後児童クラブ設置のため） |

- (5) 準拠基準 山形市監査基準

(6) 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。